

苫小牧市議会質問及び質疑に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市議会における質問及び質疑について、必要な事項を定める。

(質問及び質疑方式)

第2条 代表質問については一括方式とする。

2 一般質問及び議案等質疑については、一括方式又は一問一答方式のいずれかとする。

第3条 委員会において、質疑方式は一括方式又は一問一答方式のいずれかとする。

(質疑方式の宣言)

第4条 議案等質疑及び委員会での質疑方式の宣言は、一括方式を選択した場合のみ1回目の質疑の冒頭に行う。

(質疑項目の発言)

第5条 議案等質疑及び委員会で一問一答方式を選択した場合は、最初に項目を述べてから行う。

(一問一答方式による質問及び質疑)

第6条 質問及び質疑の際、項目の順番は自由とする。

2 一項目を終了し、次の項目に移った場合、完結した項目の再質問及び再質疑は、原則として認めない。

(質問及び質疑を行う場所)

第7条 一般質問及び議案等質疑は、方式を問わず質問席で行う。ただし、議案等質疑において、簡易な事項については議席で行うことができる。

2 議員提案等がある場合、提案説明は演壇で、質疑は質問席で、答弁は演壇で行う。

(執行部側の対応)

第8条 執行部側の質問及び質疑等の趣旨確認を認め、議員の発言は質問及び質疑時間に含めるものとする。なお、質問及び質疑の回数には含めない。

2 本会議場の執行部側の補助者の入場を認めることとする。

(留意事項)

第9条 議案等及び委員会での質疑については、通告の必要はないが、事前説明は丁寧に行う。

附 則

1 この要領は、平成29年4月1日から適用する。